

# コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ長期的利益実現のために、経営を健全にし、効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、ならびに、経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、コンプライアンス体制、リスク管理体制、内部統制システムの強化を推進しています。

また、金融庁と東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの各原則すべてを実施しています。

## コーポレート・ガバナンス体制の概要

### 業務執行および監督

当社は執行役員制度を導入し、経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図っています。また、取締役と執行役員の任期を1年とすることにより、経営責任および業務執行責任を明確化しています。

### 取締役会

当社の取締役会は、原則として毎月1回、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しています。経営に関する重要事項につきましては、取締役会または経営会議において慎重に審議し決定することで、事業リスクの排除・軽減に努めています。また、取締役会の監督機能を充実すべく、経営会議において決定した内容および取締役会等での決定に基づく業務執行の結果は、取締役会に報告されています。

### 内部監査

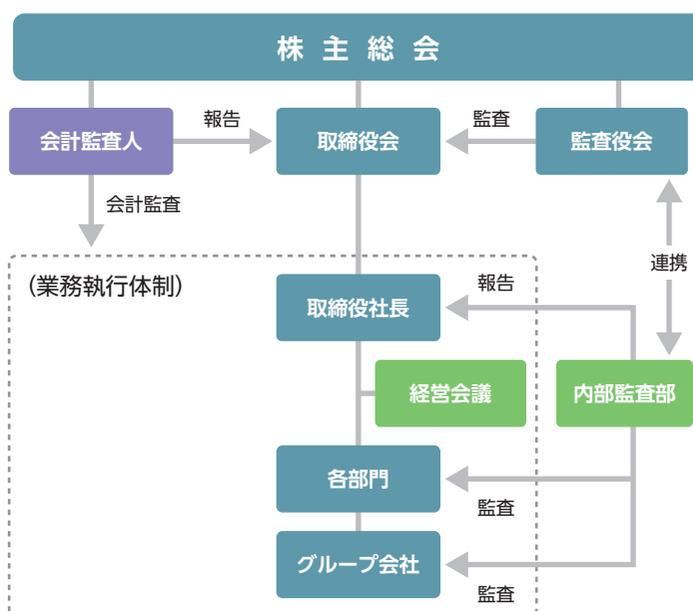
当社は内部監査部を設置し、グループ内部監査規則に基づき、公正かつ独立の立場で当社グループの内部監査を実施しています。なお、会計、法務、知的財産、環境安全・品質保証部門等が専門的見地から業務内容をチェックしています。

### 監査役監査

監査役は、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会をはじめ、その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行について監査を行っています。

### 会計監査

八重洲監査法人を会計監査人に選任し、当社および国内子会社は、各期末に限らず、期中においても適宜監査を受けています。



### 社外役員をサポート体制

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役に付議される議案等の内容を事前に説明することで、実効的な経営方針や経営改善への助言および経営の監督等を行えるようサポートしています。また、社外監査役に対しては、監査役の要請によりその職務が効率的かつ円滑に遂行できるよう補助すべき使用人として監査役付を置き、内部監査・監査役会等の開催調整、監査の補助および情報の収集伝達等を行っています。

## 主な会議体の開催回数等 (2016年度)

取締役会	12回	監査役会	12回
社外取締役の取締役会への出席状況	100%	社外監査役の監査役会への出席状況	100%
社外監査役の取締役会への出席状況	100%		

## 役員候補選任の方針と手続

取締役候補者および監査役候補者の指名については、社外取締役も出席する取締役会で決定し、株主総会に上程しています。また、監査役候補者の指名については監査役会の事前の同意を得ています。

	方針	定款上の員数	現在の人数	うち、社外役員の人数
取締役	<p>当社は、化学品・機能性材料・農業化学品・医薬品等の多様な分野の事業活動をグローバルに展開していることから、取締役候補者については、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様性を考慮しています。</p> <p>&lt;社内取締役&gt; 各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究開発、生産技術、環境安全・品質保証等について専門能力・知見等を有する人材</p> <p>&lt;社外取締役&gt; 多様なステークホルダーや社会の視点から、成長戦略やガバナンスの充実等について積極的に意見を述べ、問題提起や助言を行うことができる人材</p>	12	9	2(2)
監査役	財務・会計を含む幅広い経験・見識があり、業務執行の監査に加え、公正・中立な立場で経営に対する意見・助言を行うことができる人材	5	4	3(1)

( )内は独立役員に指定されている人数

## 役員報酬の決定方針

役員報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう、役員が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ全体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基本としています。

なお、個々の報酬については、取締役分は株主総会の決議により決定された総額の範囲内で、社外取締役も出席する取締役会の決議、監査役分は監査役の協議により決定しています。

## 取締役会全体の実効性についての分析・評価(実効性評価)

当社は取締役会が役割・責務を果たしているかについて、毎年、全取締役に対してアンケートを実施し、その回答を踏まえて、意見交換会(独立役員全員、社長、副社長および取締役経営企画部長)で分析・評価を行います。その内容は取締役会で審議され確認されます。

2016年度の実効性評価の結果、当社の取締役会は、主要な役割・責務を果たしているかという観点から、全体として概ね適切に運営されており、その実効性は確保されていると評価しました。ただし、次の改善点につき、実効性のさらなる向上を目指すため、来年度以降、その達成度を確認し、必要に応じて改善策を講じることとしています。

### 今後の主な改善点

- ・社外取締役を含めた取締役が、より一層自由闊達な議論や意見交換できる仕組み作り
- ・リスクに対する備えやマイナス面に関する十分な審議
- ・企業経営の豊かな経験を有する社外の人材や女性の登用

取締役会の主要な役割、責務についてはコーポレートガバナンス報告書に掲載しています。  
[http://www.nissanchem.co.jp/profile/corporate\\_governance.pdf](http://www.nissanchem.co.jp/profile/corporate_governance.pdf)